



蛍光管の処理委託

質 問

- ① 相談者： 排出事業者(ビル管理)
- ② 相談案件： 蛍光管の処理委託
- ③ 相談内容： 蛍光管の処理委託で、産廃処理業者が業者の蛍光管として処理する理由で、マニフェスト伝票無しで引き取っている。伝票無しでも問題ないのか？

回 答

排出事業者がマニフェスト伝票を交付せずに廃棄物を引き渡す行為はマニフェスト不交付となり、委託基準違反となる。今年4月からはマニフェスト伝票の交付を受けないで廃棄物を引き取った場合は処理業者側にも受託義務違反として罰則がかかる。

